

東京医科歯科大学医学部附属病院看護部規則

〔平成16年4月1日〕
規則第128号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院看護部（以下「看護部」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 看護部は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、医学部附属病院の患者に対し、診療及び療養上に必要な看護業務を行うほか、教育を行う。

(組織)

第3条 看護部に、次の部門を置く。

- (1) 管理部門
- (2) 外来部門
- (3) 病棟部門
- (4) 中央診療施設部門

(職員及び職務)

第4条 看護部に、次の職員を置く。

- (1) 看護部長（以下「部長」という。）
 - (2) 副看護部長（以下「副部長」という。）
 - (3) 看護師長
 - (4) 副看護師長
 - (5) 医療技術職員
 - (6) その他必要な職員
- 2 部長は、看護部の医療技術職員をもって充てる。ただし、学長が認める場合にはその限りではない。
- 3 部長は、病院長の命を受け、看護部の業務を掌理する。
- 4 副部長は、看護部の医療技術職員をもって充てる。ただし、学長が認める場合にはその限りではない。
- 5 副部長は、部長の職務を補佐する。
- 6 看護師長は、看護部の医療技術職員をもって充て、部長の命を受け、所掌するそれぞれの業務を掌理する。
- 7 副看護師長は、看護部の医療技術職員をもって充て、看護師長の命を受け、所掌する業務を処理する。
- 8 その他必要な職員は、看護師長等の命を受け、それぞれの業務を行う。

(選考)

第5条 部長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）が候補者を学長に推薦し、学長が行う。

2 その他、部長の選考方法に関する事項は、別に定める。

(看護管理者会議)

第6条 看護部の円滑な運営を図るため、看護管理者会議（以下「管理者会議」という。）を置く。

2 管理者会議は、次の事項について審議する。

- (1) 看護部の運営に関する基本的事項
- (2) 看護部各部門の連絡調整に関する事項
- (3) その他必要な事項

(雑則)

第7条 看護部の運営等について、必要がある場合には、病院運営検討委員会において審議する。

2 この規則に定めるもののほか、看護部の業務の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第8条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月3日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第49号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。